

軽費老人ホーム ケアハウス・パンセ運営規程

制定・平成21年4月1日

改定・令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「運営規程」という。平成20年厚生労働省令107号）第7条の規定に基づき、軽費老人ホーム ケアハウス・パンセの管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と高齢者福祉の理念に基づき、入居利用者（以下「入居者」という。）の安定した日常生活の充実向上に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の管理運営については、ケアハウスが入居者の居宅であることに鑑み、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう配慮するものとする。

(入所定員)

第3条 施設の定員は、50名とする。

(利用者)

第4条 この施設を利用するための資格は、次の各号を充たす者とする。

- (1) 利用者は、原則として60歳以上の者とする。ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、この限りではない。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能低下等が認められ、又は高齢等のため自立して日常生活を過ごすには不安が認められる者で、家族等の支援を受けることが困難である者。
- (3) 伝染病疾患又は精神的疾患等を有せず、かつ問題行動等が認められない者で、他の入居者との共同生活に適応できる者。
- (4) 介護保険等に基づく各種の福祉サービスを利用することにより、自立した日常生活を営むことができる者。
- (5) 施設での生活費に充てることが可能な資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料負担のできる者で、契約書に定める身元保証人を選任できる者。
- (6) 前(1)号から(5)号のいずれかの要件を充たさなくなったときは、利用資格を喪失したものとして、退去しなければならない。ただし、介護保険サービス等の利用により、施設運営及び他の利用者の日常生活に支障がないと施設長が判断した場合は、引き続き利用できるものとする。

(職員及び職務)

第5条 施設には、厚生労働省令の「運営規程」で定める所要の職員を配置し、入居者の生活支援等の業務と合せ、施設の目的達成に必要な職務を遂行する。

(入居手続等)

第6条 施設に入居を希望する者は、次の各号に掲げる書類をケアハウス・パンセ施設長（以下「施設長」という。）に提出しなければならない。

(1) 入居申込書

(2) 住民票

(3) 所得が証明できる書類（市町村長の発行する「所得証明書」又は給与所得者にあつては直近の「源泉徴収票」の写し、年金受給者にあつては「年金支払通知書及び年金振込通知書」の写し、これら以外の収入がある者にあつては「前年の所得申告書」の写しなど）

(4) 健康診断書

2 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断し、当該申込のあつた日から10日以内に、その結果を当該申込者に通知するものとする。

3 入居に当たって、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人は、施設長との間で別に定めた「入居契約書」により入居利用契約を取り交わすものとする。

また施設長は、この契約締結に際して当該入居者等に対し、この運営規程及び入居後における施設利用上の留意事項などの詳細を説明するものとする。

(利用料の納入等)

第7条 施設が別表で定める月額利用料のほか、入居者が個別に負担すべき各種費用の納入は、次によるものとする。

(1) 月額利用料等は、毎月月末までに納入すること。

(2) 入居又は退去にともなつて1ヵ月に満たない期間の利用料は、日割り計算により精算する。

(3) 各種利用料等の納入は、契約書により「甲」（施設長）が指定する甲の取引金融機関による引き落とし、振込み、又は現金による納入のいずれかによるものとし、入居契約の際その方法を定めるものとする。

(4) 入居者の故意又は過失により専用居室及び共用施設設備等を毀損又は汚損したときの弁済費用は、その都度精算して前（3）号の方法により、納入しなければならない。

(5) 利用料のうち事務費について、県の要綱に定める補助基準によって減額を希望する者は、ケアハウスへの入居の時及びその翌年度以降の毎年度1回、入居者本人の年収等に関する挙証資料をもって、施設長に申請しなければならない。

(専用居室の管理等)

第8条 入居者が専用する居室の日常的な清掃及び維持管理は、当該入居者の責任においてこれを実行しなければならない。

- 2 専用居室から排出するゴミその他の廃棄物等は、施設が定めた方法により決められた場所に集積しなければならない。
- 3 居室においては、練炭、火鉢、石油ストーブ等の火気類は使用してはならない。

(共用施設・設備の利用及び管理)

- 第9条 共用施設及び設備等の利用については、別に定める「利用心得」に基づき善良にこれを使用するものとする。
- 2 入居者は、共用施設・設備等専用居室以外の場所に私物を置く等の行為をしてはならない。
 - 3 共用施設・設備の清掃等の維持管理は、施設職員が行うものとする。

(生活相談及び助言)

- 第10条 施設職員は、入居者から日常生活全般の諸事項について相談等を受けたときは、誠意をもって対応し、適切な措置又は助言を行うものとする。
- 2 入居者の心身等の状態に応じた対応措置を行うに際しては、介護保険制度の適切な利用などに関して、関係機関又は事業所等との連携を図り、その有効な利用に努めるものとする。

(食事の提供)

- 第11条 施設が提供する食事は、毎食とも手づくりにより専任栄養士の献立及び主治医の指示に基づき、入居者の身体状況に適合したものとする。
- 2 毎日の給食時間帯は次によるものとし、季節に応じてその実行時間を設定する。
 - (1) 朝食 8時00分～9時00分
 - (2) 昼食 12時00分～13時00分
 - (3) 夕食 17時00分～18時00分
 - 3 入居者からあらかじめ欠食する旨の通知があったとき、当該給食は提供しないものとする。この場合における当該欠食分の費用負担は、別に定める「利用心得」によるものとする。
 - 4 食事の場所は、原則として食堂とする。ただし、身体機能の低下等により食堂での食事摂取が困難と認められるときは、当該居室において摂ることができるものとする。
 - 5 毎日の食事提供予定メニューは翌月分を毎月末に食堂に掲示して周知するものとする。

(温泉の利用)

- 第12条 施設での入浴は、温泉（自噴「成島温泉」）により清掃管理等必要ある特定日を除き、毎日利用できるものとする。

- 2 入浴利用時間は、次のとおりとする。
 - (1) 介助浴利用者 13時00分から15時30分まで
 - (2) 普通浴利用者 15時45分から20時00分まで
- 3 入浴に当たっては、他の入居者との協調のもと常に清潔を保つことを第一に、温泉の効能を生かした効果的な利用に努めるものとする。
- 4 伝染性疾患等のほか主治医の指示などにより、入浴の制限を要する者にあつては、これらの指示に従わなければならないものとする。
- 5 その他「利用心得」に定める事項を厳守しなければならないものとする。

(緊急時の対応)

第13条

- 1 入居者は、身体機能の急激な変化等により緊急の対応を必要とするときは、居室に設置されているナースコール等により、施設職員にその対応を求めることができる。
この場合において職員は、速やかに必要な措置等について対応しなければならない。
- 2 入居者が、あらかじめその家族近親者等を緊急時連絡先として届け出ているときは、施設職員は、医療機関等への連絡・要請に併せて当該連絡先にも速やかに連絡するものとする。

(在宅介護サービス等の利用)

第14条 施設は、入居者の身体機能低下などの状況変化に適切な対応を図るため、入居者の求めに応じて、併設している通所介護施設との連携により必要な対応を行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のため研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(自主活動の協力支援)

第16条 入居者は、施設における明るく健康的な日常生活と円滑な共同生活に資するため、施設の共用機能を効果的に利用すること等による自主活動が出来るものとする。

この場合において施設は、その活動及び利用に関して便宜を図り、必要な支援を行うものとしその詳細は、別に定める「利用心得」による。

2 施設職員は、入居者の自主活動の主旨を損なわない範囲において、必要な助言又は援助を行うことができるものとする。

(保健衛生)

第17条 入居者は、常に健康を維持するため、自らその健康管理と清潔な衛生環境の保持に努めなければならない。

2 入居者は、市町村が実施する定期住民健診及び関係医療機関を利用して年1回健康診断を受診するものとし、施設はその記録を保存のうえ、入居者の日常生活における健康管理資料として活用する。

3 前項のほか、日常における疾病予防・在宅治療・通院治療・随時健診等に関しては、施設の協力医療機関が定めた所定の診察日において、その送迎を含めて実施する。

(外泊及び長期不在)

第18条 入居者は、外泊又は長期不在となるときは、事前にその動向について別に定めるところにより施設長に届け出て、この期間における費用負担等の処理又は緊急連絡等の円滑な対応に支障のないよう努めなければならない。

2 前項の対応に関する具体的事項は、別に定める「利用心得」によるものとする。

(部外者の施設利用)

第19条 入居者の家族・知己・友人等部外者が必要に応じて施設を利用しようとするときは、あらかじめその内容を施設長に届け出て、承認を得なければならない。

この場合における手続き、費用負担等は別に定める「利用心得」によるものとする。

(災害等非常時への対応)

第20条 施設では、災害など不足の事態に備えて、消火設備・非常災害用放送設備・非常時脱出設備等を設けるとともに、非常災害に対する防災計画及び緊急避難計画を策定するものとする。

2 施設職員並びに入居者は、前項に定める計画に基づき年2回以上の訓練を実施し、これに参加しなければならない。

3 非常災害等の発生による緊急避難行動に際しては、避難誘導等に従い安全第一に沈着冷静な行動に努めるよう心がけるものとする。

(小動物の飼育等)

第21条 入居者は、施設長の許可により専用居室において植物の栽培ができるものとする。
小鳥類の飼育は原則禁止とする。

- 2 施設長は、当該植物の栽培が、他の入居者の日常に著しく影響を及ぼすものと判断できるときはこれを許可せず、又は許可した後においてその影響が顕著と認められたときは、直ちに当該植物の栽培の中止を命じ、許可を取り消すことができるものとする。

(特定な政治・宗教活動の禁止)

第22条 施設の構内又は居室・共用部分において、特定の政治活動又は宗教活動は禁止することを原則とする。

- 2 前項の規定に係らず、入居者の概ねの総意による場合の政治活動又は宗教活動は、その主旨を逸脱しない範囲において、一定の期間に限り活動できるものとする。

(自主活動組織の運営)

第23条 入居者は、契約書の定めに基づき自主活動のための運営組織を設置できるものとする。

- 2 この場合において施設長は、その活動に必要な便宜を供与し、求めに応じて相談又は助言できるものとする。

(その他利用上の留意事項)

第24条 施設長は、この規定に定めるもののほか必要な事項については、別途「利用心得」において、利用上の留意事項を定めその主旨を周知徹底して、入居者の快適な日常生活に資するよう努めるものとする。

付 則

- 1 この規定は、平成21年4月1日から施行する
- 2 この規定は、令和3年11月1日から施行する
- 3 この規定は、令和7年4月1日から施行する